

# 令和8年第4回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和8年4月27日（月）

開催場所 富士見市役所 全員協議会室

開会時刻 13時25分

閉会時刻 14時00分

議長 会長 大曾根 高 男

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	梶 光 宏	出	8番	小 林 薫	出
2番	大曾根 高 男	出	9番	寺 沢 栄 一	出
3番	星 野 幸 夫	出	10番	新 井 稔	出
4番	横 田 利 一	出	11番	前 田 利 行	出
5番	大曾根 貴 枝	出	12番	柳 下 稔	出
6番	平 塚 雄 一	出	13番	長 堀 進	出
7番	木 内 義 雄	出	14番	吉 原 正 美	出
出席 14名			欠席 0名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
鶴瀬1	小 川 勝 久	出	南畑1	鴻 村 和 男	出
鶴瀬2	加 治 康 秀	出	南畑2	石 井 浩 二	出
水谷1	田 中 弥 一	出	南畑3	市 川 善 雄	出
水谷2	神 山 保 男	出			
出席 7名			欠席 0名		

## 説明のため出席した事務局職員

事務局長	吉野 幸宏	事務局主査	玉川 健一
事務局主任	麻生 優	事務局主任	岡本 裕史

事務局長は、令和8年第4回富士見市農業委員会総会の開会を宣言する。

---

本日の総会は、農業委員14名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立することを報告する。

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が議長になり議事を進行する。

---

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、次の者を指名する。

- |     |    |    |    |
|-----|----|----|----|
| 12番 | 柳下 | 稔  | 委員 |
| 13番 | 長堀 | 進  | 委員 |
| 14番 | 吉原 | 正美 | 委員 |
- 

#### 日程第2 議事

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし、許可相当として県に進達することを決定する。

#### ○議案番号 1の1

(事務局説明)

- ・都市計画法第34条第11号区域内の「自己用住宅敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地と判断する。

従いまして、第1種農地ですと、農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請地は集落に接続しているため、例外規定の適用に該当すると判断する。

「一般基準」

- ・改良区からは支障ない旨の意見書が提出されている。
- ・資金について、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 1の2

(事務局説明)

- ・都市計画法第34条第11号区域内の「建築条件付き住宅敷地9棟」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区には該当しない。
- ・資金について、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 1の3

(事務局説明)

- ・都市計画法第34条第11号区域内の「建築条件付き住宅敷地5棟」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地と判断する。

従いまして、第1種農地ですと、農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに、申請に係る農地をこれに隣地する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

但し、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないこと、というものがあり、本案件は計画面積全体のうち、第1種農地の割合が3分の1を超えないため、この例外規定に該当すると判断する。

「一般基準」

- ・改良区からは支障ない旨の意見書が提出されている。
- ・資金について、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

議案第2号 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、「承認」とする。

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の案について

○議長は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の案について5件を議題として上程し、事務局の説明後、全委員に諮り、「意見なし」とする。

日程第3 報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規程第3条の規定に基づく専決処分を行ったことを報告する。

(専決の期間 令和8年3月17日から令和8年4月17日まで)

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 0件

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1件

日程第4 協議報告事項

1. その他

---

議長は、令和8年第4回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

議長 大曾根 高 男

---

署名委員 柳 下 稔

---

署名委員 長 堀 進

---

署名委員 吉 原 正 美

---